

令和7年度第1回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和7年10月7日（火）

14：00～16：00

場 所 平塚市役所本館 7階 720会議室

1 福祉部長挨拶

2 議題

（1）成年後見制度利用促進に関する取り組みについて

ア 平塚市の中核機関の取り組みについて

イ 市長申立て、報酬助成について

（2）今後の中核機関における役割と支援の流れについて

（3）今後の権利擁護人材育成について

以 上

平塚市成年後見利用支援センター 令和6年度業務概況(総括表) ※出張講座等は別紙資料参照

資料1-1

4月1~30日	5月1~31日	6月1~30日	7月1~31日	8月1~31日	9月1~30日	10月1~31日	11月1~30日	12月1~31日	1月1~31日	2月1~28日	3月1~31日
土曜開所日 (4/6)	後見サポーター全体会(5/2)	土曜開所日(6/1)	成年後見調整会議(7/3)	土曜開所日(8/3)	親族後見人講習会・交流会(9/4)	成年後見調整会議(10/2)	成年後見調整会議(11/6)	権利擁護講演会(市民向け)(12/4)	第19回平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会(書面開催)(1/7)	土曜開所日(2/1)	成年後見調整会議(3/5)
成年後見調整会議 (4/10)	成年後見調整会議(5/8)	成年後見調整会議(6/5)	後見サポーター全体会(7/3)	成年後見調整会議(8/7)	後見サポーター全体会(9/5)	湘南西部成年後見制度利用支援連絡会(10/2)	社会福祉士養成実習対応(11/6)	湘南支援学校高等部3年進路学習会(12/6)	成年後見調整会議(1/8)	社会福祉士養成実習対応(2/4)	第20回平塚市成年後見支援ネットワーク連絡会(3/5)
相談業務連絡会(平塚市社協内) (4/22)	土曜開所日(午前)(5/18)	金田公民館・包括とよだ共催 後見制度出張講座(6/12)	社会福祉士養成実習生報告会(7/4)	社会福祉士養成実習対応(8/15)	社会福祉士養成実習対応(9/5)	土曜開所日(10/5)	居宅介護支援連絡会事例検討研修(11/11)	土曜開所日(12/7)	後見サポーター全体会(1/9)	成年後見調整会議(2/5)	後見サポーター全体会(3/11)
応急の事務管理(個別)会議 (4/23)	ケース検討調整会議(5/22)	社会福祉士養成実習対応(6/12)	親族向け成年後見制度セミナー(7/10)	ケース検討調整会議(8/21)	成年後見調整会議(9/11)	市民後見人養成講座第1日目(10/17)	市民後見人養成講座第3日目(11/14)	成年後見調整会議(12/11)	高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会(1/18)	権利擁護講演会(福祉関係者向け)(2/13)	土曜開所日(午前)(3/15)
ケース検討調整会議 (4/24)	専門相談(5/22)	保健福祉研修(6/18)	土曜開所日(午前)(7/20)	専門相談(8/21)	ケース検討調整会議(9/18)	ケース検討調整会議(10/23)	土曜開所日(午前)(11/16)	市民後見人フォローアップ研修(12/18)	土曜開所日(午前)(1/18)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(2/17)	専門相談(3/19)
専門相談 (4/26)	成年後見制度講座&相談会(5/23)	企画運営会議(6/19)	ケース検討調整会議(7/24)	高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会(8/22)	専門相談(9/18)	専門相談(10/23)	ケース検討調整会議(11/20)	親族後見人講習会(12/18)	専門相談(1/22)	ケース検討調整会議(2/19)	企画運営会議(3/19)
個別ケース支援会議 (4/30)	個別ケース支援会議(5/27)	専門相談(6/19)	専門相談(7/24)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(8/26)	企画運営会議(9/18)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(10/28)	専門相談(11/20)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(12/23)	成年後見制度講座&相談会(1/23)	専門相談(2/19)	ケース検討調整会議(3/19)
		社会福祉士養成実習対応(6/19)	ケース検討調整会議(7/31)	市民後見人養成講座説明会(8/29)	成年後見制度利用促進協議会(9/19)	後見センター10周年記念講演会(10/29)	後見サポーター全体会(11/28)	企画運営会議(12/25)	湘南西部成年後見制度利用支援連絡会(1/27)	親族向け成年後見制度セミナー(2/26)	成年後見制度利用促進協議会(3/26)
		相談業務連絡会(平塚市社協内)(6/24)			土曜開所日(午前)(9/21)	市民後見人フォローアップ研修(10/29)	市民後見人養成講座第4日目(11/28)	ケース検討調整会議(12/25)	法人後見審査会(1/28)		包括ゆりのき成年後見制度講座(3/31)
		法人後見審査会(6/25)				市民後見人養成講座第2日目(10/31)	成年後見制度利用促進連絡・調整会議(11/29)	専門相談(12/25)	包括ゆりのき成年後見制度講座(1/30)		
									応急事務管理会議全体会議(1/31)		

平塚市成年後見利用支援センター 令和6年度 相談件数等及び会議開催状況（3月末現在）

		期間別内訳				合計		相談 経路別 内訳 (件数)	参考:前年度(令和5年度)									
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計 (初回・ 継続別)	相談 区分 別計	一日当たり平 均件数	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計(初回・ 継 続別)	相談 区分 別計	一日当たり平 均件数			
		開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	のべ開所日数255日			開所日数	開所日数	開所日数	開所日数						
相 談	電話	64.5	64	64.5	59	252	718	2.85	A)保健福祉機 関・施設等から の相談	64.5	64	63.5	60	252	785	3.12		
		132	144	112	89	477			128	55	59	59	43	216				
	来 所	8	9	12	13	42			B)親族・知人等 からの相談	114	129	178	148	569	306	1.21		
		48	39	57	49	193			150	7	15	13	22	57				
	訪 問	0	0	0	0	0	40	0.16	44	49	86	70	249	—	—			
		13	10	10	7	40			—	—	—	—	—					
	合計		271	263	242	217	993		3.94	220	252	336	343	1091	4.33			
	備考		4/6~6/1 土曜 開所 5/18 土曜午前 開所	8/3 土曜 開所 7/20~9/21 土曜午前開所	10/5~12/7 土曜 開所 11/16 土曜午前開所	2/1 土曜 開所 1/18~3/15 土曜午前開所	専門相談 4/26,5/22,6/19,7/24,8/21, 9/18,10/23,11/20, 12/25,1/22 2/19,3/19				4/1,6/3 土曜 開所 5/20 土曜午前 開所	8/5 土曜 開所 7/15~9/16 土曜午前 開所	10/7,12/2 土曜 開所 11/17 土曜午前 開所	2/3 土曜 開所 1/20,3/16 土曜午前 開所	4/21,5/18,6/27,7/20,8/29,9/28,10/25,1 1/16,12/20,1/18,2/21,3/21専門相談			
会 議 開 催 状 況			成年後見支援ネットワーク連絡会				湘南西部成年後見制度利用支援連絡会				ケース検討調整会議		企画運営会議					
	日時	書面開催	令和7年3月5日(水曜)				※令和6年度幹事 第1回 令和6年10月2日(水曜) 第2回 令和7年1月27日(月曜)				令和6年4月24日(水曜) 令和6年5月22日(水曜) 令和6年6月19日(水曜)休会 令和6年7月24日(水曜) 令和6年7月31日(水曜)臨時 令和6年8月21日(水曜) 令和6年9月18日(水曜) 令和6年10月23日(水曜) 令和6年11月20日(水曜) 令和6年12月25日(水曜) 令和7年1月22日(水曜)休会 令和7年2月19日(水曜) 令和7年3月19日(水曜)				令和6年6月19日(水曜) 令和6年9月18日(水曜) 令和6年12月25日(水曜) 令和7年3月19日(水曜)			
			平塚栗原ホーム 3階大会議室 及ZOOMによるオンライン (ハイブリッド開催)				平塚福祉会館 2階 第2会議室 平塚栗原ホーム 3階 大会議室				平塚栗原ホーム 3階 大会議室		平塚栗原ホーム 3階 小会議室					
	参加者						第1回 湘南西部3市2町 行政及び社協 職員、県社会福祉協議会職員 第2回 湘南西部3市社協(中核機関)職 員				専門職5団体、当事者・家族3団体、センター 長		大森淳:センター長(弁護士) 出綱守英:(社福)進和学園理事長 鈴木真理子:社会福祉士 計 3名					
			令和5年度事業実績 令和6年度事業実施状況等				意思決定支援研修及び意見交換 ～私のことは、私とともに決めてほしい～ 講師:田中晃社会福祉士 ・意思決定が目指すもの ・5つの意思決定ガイドラインと共に する考え方 ・意思決定のプロセスと原則 ・チームとチーム像 ・事例①知的障害者施設で～本人 の思いを知るために～②後見人の 立場で ・意見交換				第1回 (1)後見センターの取り組み状況 (2)成年後見制度の利用支援に係る協議・ 意見交換 ・首長申立て及び報酬助成の状況 ・中核機関同士の連携、医療機関との連携など 第2回 1. 成年後見制度の利用支援に係る協議・意 見交換 ・法人後見の受任状況について ・受任調整会議の実施状況について ・親族後見支援の実施状況について ・来年度の連絡会について		・ご本人の判断能力低下・不十分による生 活の維持が困難なケースに関する検討会議 ・件数29件(高齢24件・障がい5件)		・平塚市成年後見利用支援センターの運営状況 ・個人受任(追加選任)の推薦について(3名) ・後見サポートのマッチング(3名) ・市民後見人の活動支援について(活動ガイド・帳票) ・市民後見人養成のための基本カリキュラムの見直し ・市民後見人被後見人等の推薦基準の制定 など			

資料1－3

令和6年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日にち	曜日	時間	場所	主催団体等名称	内容等	対象	参加者人数、再生回数	備考
1	5月23日	木	13時30分～15時30分	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	19	相談会1名参加
2	6月12日	水	10時00分～11時30分	金田公民館	金田公民館、平塚市高齢者よろず相談センターとよだ(共催)	成年後見制度出張講座	市民	16	他包括3名、公民館1名、実習生1名参加
3	6月18日	火	14時40分～15時40分	平塚市役所	平塚市	保健福祉研修	平塚市職員など	32	
4	7月10日	水	10時00分～12時00分	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	親族向け「成年後見制度セミナー」	市民	17	
5	9月4日	水	14時～16時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見人講習会・交流会	市民	8	
6	10月17日	木	9時15分～16時10分	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	平塚市市民後見人養成講座(基礎研修)第1日	福祉関係者	1	
7	10月31日	木	9時15分～11時15分	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	平塚市市民後見人養成講座(基礎研修)第2日	福祉関係者	1	
8	10月29日	火	14時～16時	平塚市中央公民館小ホール	平塚市成年後見利用支援センター	平塚後見センターよりそい開設10周年記念講演会「成年後見制度と制度見直しの動向」	市民	100	
9	11月11日	月	18時30分～19時	平塚市保健センター	ひらつか地域介護システム会議	事例検討研修 成年後見制度、申立てについて	福祉関係者	37	
10	11月14日	木	9時15分～17時10分	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	平塚市市民後見人養成講座(基礎研修)第3日	福祉関係者	1	
11	11月28日	木	13時～15時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	平塚市市民後見人養成講座(基礎研修)第4日	福祉関係者	2	
12	12月4日	水	14時～16時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「公証人による任意後見契約の話」	市民向け	40	
13	12月6日	金	14時35分～15時15分	神奈川県立湘南支援学校	平塚市成年後見利用支援センター	「成年後見制度説明会」高等部3年進路学習会	高等部3年保護者、教職員	10	
14	12月18日	水	14時～16時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見人講習会・個別相談会	市民	22	市民後見人フォローアップ研修を兼ねる
15	1月23日	木	13時30分～15時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	12	個別相談3名
16	1月30日	木	13時30分～15時	福祉会館	高齢者よろず相談センター ゆりのき・平塚市福祉会館	成年後見制度講座・任意後見制度	市民	40	
17	2月13日	木	14時～16時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「意思決定支援を考える」	福祉関係者向け	22	
18	2月26日	水	10時～12時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	親族向け「成年後見制度セミナー」	市民	15	
19	3月5日	水	14時～16時	平塚栗原ホール	平塚市成年後見利用支援センター	第20回成年後見支援ネットワーク(兼)意思決定支援研修	関係機関	55	
20	3月31日	水	9時30分～10時30分	平塚栗原ホール	高齢者よろず相談センター ゆりのき	市長申立てについて	関係機関	7	

平塚市における市民後見人養成の状況（令和7年8月31日現在）

令和6年度 市長申立要請及びケース検討調整会議の状況

R7.3末現在

期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位=人)

市長申立て相談対応結果

ケース検討 調整会議	その他	合計	備考
29	0	29	



依頼者内訳

平塚市高齢者よろず相談センター	居宅介護支援事業所	医療機関	平塚市福祉事務所	その他	合計
17	1	2	4	5	29

ケース検討調整会議結果

検討結果	件数	市長申立決定(市)	備考
成年後見制度利用及び市長申立てが必要とされた件数	29	29	
成年後見制度利用は必要であるが、申立て人は市長以外	0	0	
その他	0	0	

根拠法

老人福祉法	知的障害者福祉法	精神障害者保健福祉法	合計
25	2	2	29

要請時の類型(要請者の見立てを含む)

後見	保佐	補助	合計
27	2	0	29

性別

男性	女性	合計
16	13	29

後見人候補者

※1案件につき複数の士業等の選択あり

弁護士	社会福祉士	司法書士	行政書士	税理士	市民後見人	平塚市社協	NPO成年後見湘南	精神保健福祉士	家裁に一任
8	2	4	4	0	1	9	2	1	4

市民後見人の選任状況 (令和7年8月末現在)

		類型	追加選任年月	後見等開始年月	年齢	居所	特記事項
1	A	後見	H28年3月	H25年9月	70歳代	特養	H28年8月 ご本人死去により後見事務終了
2	B	後見	H28年3月	H25年9月	90歳代	グループホーム	H29年9月 ご本人死去により後見事務終了
3	C	後見	H28年3月	H26年4月	80歳代	グループホーム	R1年8月 ご本人死去により後見事務終了
4	D	後見	H29年12月	H27年1月	80歳代	特養	R5年1月 ご本人死去により後見事務終了
5	E	後見	H29年12月	H27年2月	80歳代	グループホーム	市民後見人第2期
6	F	保佐	H30年11月	H27年6月	80歳代	住宅型有料老人ホーム	R5年9月 ご本人死去により保佐事務終了
7	G	後見	R元年11月	H30年4月	90歳代	住宅型有料老人ホーム	市民後見人第2期
8	H	保佐	R2年1月	H29年11月	80歳代	特養	R2年9月 ご本人死去により保佐事務終了
9	I	補助	R2年2月	H29年12月	90歳代	グループホーム	R4年8月 ご本人死去により補助事務終了
10	J	後見	R3年4月	H28年11月	90歳代	グループホーム	R3年10月 ご本人死去により後見事務終了
11	K	後見	R3年5月	H28年7月	80歳代	特養	R7年4月 ご本人死去により後見事務終了
12	L	後見	R5年8月	H30年2月	60歳代	入院中	市民後見人第2期
13	M	保佐	R5年8月	H25年6月	70歳代	在宅	R7年2月5日 市民後見人の健康上の事由により家庭裁判所から辞任許可
14	O	後見	R5年12月	R2年3月	80歳代	グループホーム	市民後見人第6期
15	P	後見	R5年12月	H27年6月	70歳代	特養	市民後見人第4期
16	Q	後見	R5年12月	R2年3月	80歳代	特養	R6年8月 ご本人死去により後見事務終了
17	R	保佐	R6年8月	H27年6月	80歳代	特養	市民後見人第5期
18	S	後見	R7年2月	R4年3月	70歳代	有料	市民後見人第7期
19	T	後見	R7年2月	H29年10月	80歳代	特養	市民後見人第7期

令和7年度（2025年度）平塚市成年後見利用支援センター事業計画

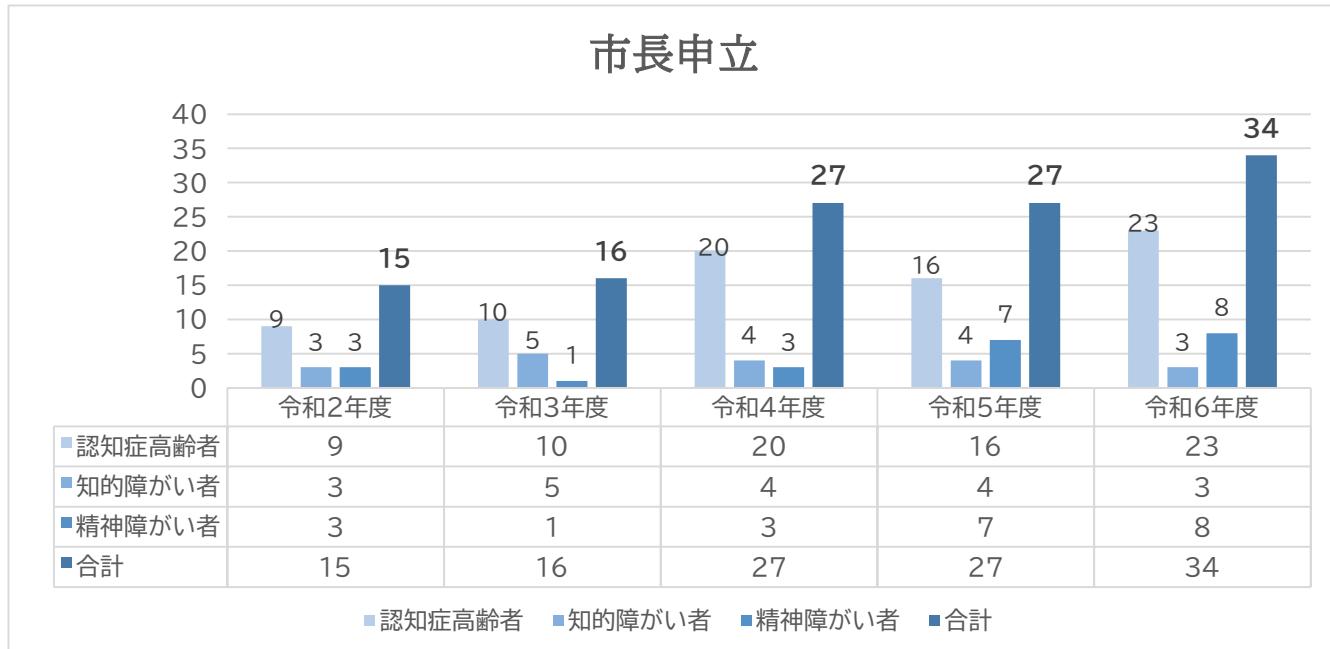
資料1-7

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
センター運営全般				
	土曜開所偶数月の第一土曜日(4/5, 6/7, 8/2, 10/4, 12/6, 2/7)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/17, 7/19, 9/20, 11/15, 1/17, 3/21)の午前			
		★権利擁護チーム支援のコーディネート		
		★成年後見制度講座の開催(年2回程度開催) ★親族後見予習セミナー・親族後見人講習会・交流会(年4回) ★意思決定支援研修会		
	研修会・出張(出前)講座の開催 (★保健福祉関係者向け意思決定支援研修会、地域・企業等での出張講座。月1～2回開催 障がい分野及び★任意後見に関する研修・講座開催の充実強化) 高齢者権利擁護講演会の開催(市民向け1回・保健福祉関係者向け1回)			
		企画運営会議の開催(年4回(6/19、9/24、12/24、3/25)開催)		
		成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第1回・8/22)		成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第2回・2月頃)
		ケース検討調整会議(月1回開催(4/23,5/21,6/18(中止),7/23,8/20,9/24,10/22,11/19,12/24,1/21,2/18,3/25))		
		「平塚市応急事務管理事業」の受託(全体会議:年1回、個別ケース会議:随時)		
相談		専門相談(月1回開催(4/23,5/21,6/18,7/23,8/20,9/24,10/22,11/19,12/24,1/21,2/18,3/25))		
		(再掲)土曜開所偶数月の第一土曜日(4/5, 6/7, 8/2, 10/4, 12/6, 2/7)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/17, 7/19, 9/20, 11/15, 1/17, 3/21)の午前		
市民後見人養成・支援		個人受任した市民後見人の活動支援		
		後見サポートー全体会(OJT)、市民後見人フォローアップ研修 年8回 (5/9, 7/9, 9/25, 11/, 1/, 3/ +フォローアップ研修2回)		
		第一期～第八期後見サポートーの活動支援		
		後見サポートーの受任支援		
		実践研修開催 (7/3、7/17、7/31、9/4、9/25、10/9、11/6)		

平塚市の市長申立と報酬助成の状況

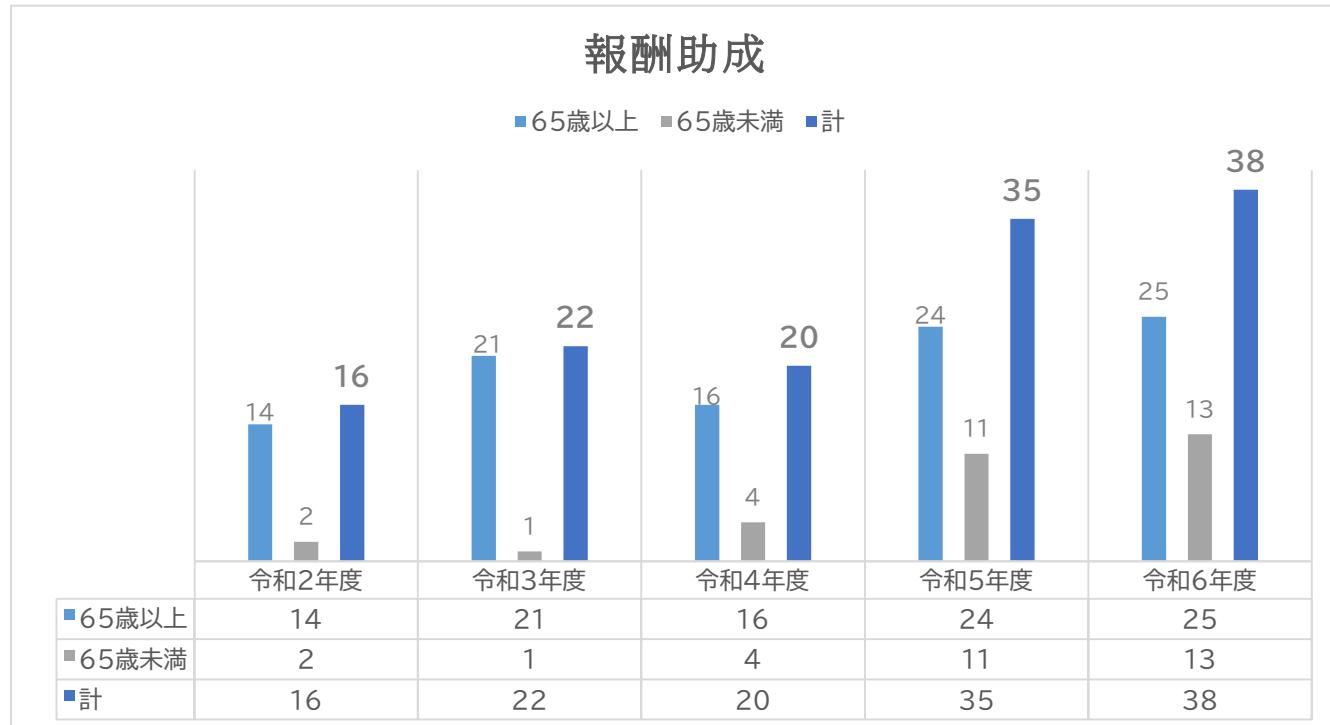
1 平塚市市長申立について

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申し立てを行う者がいない方に対し、平塚市長が申し立てを行っている。



2 報酬助成について

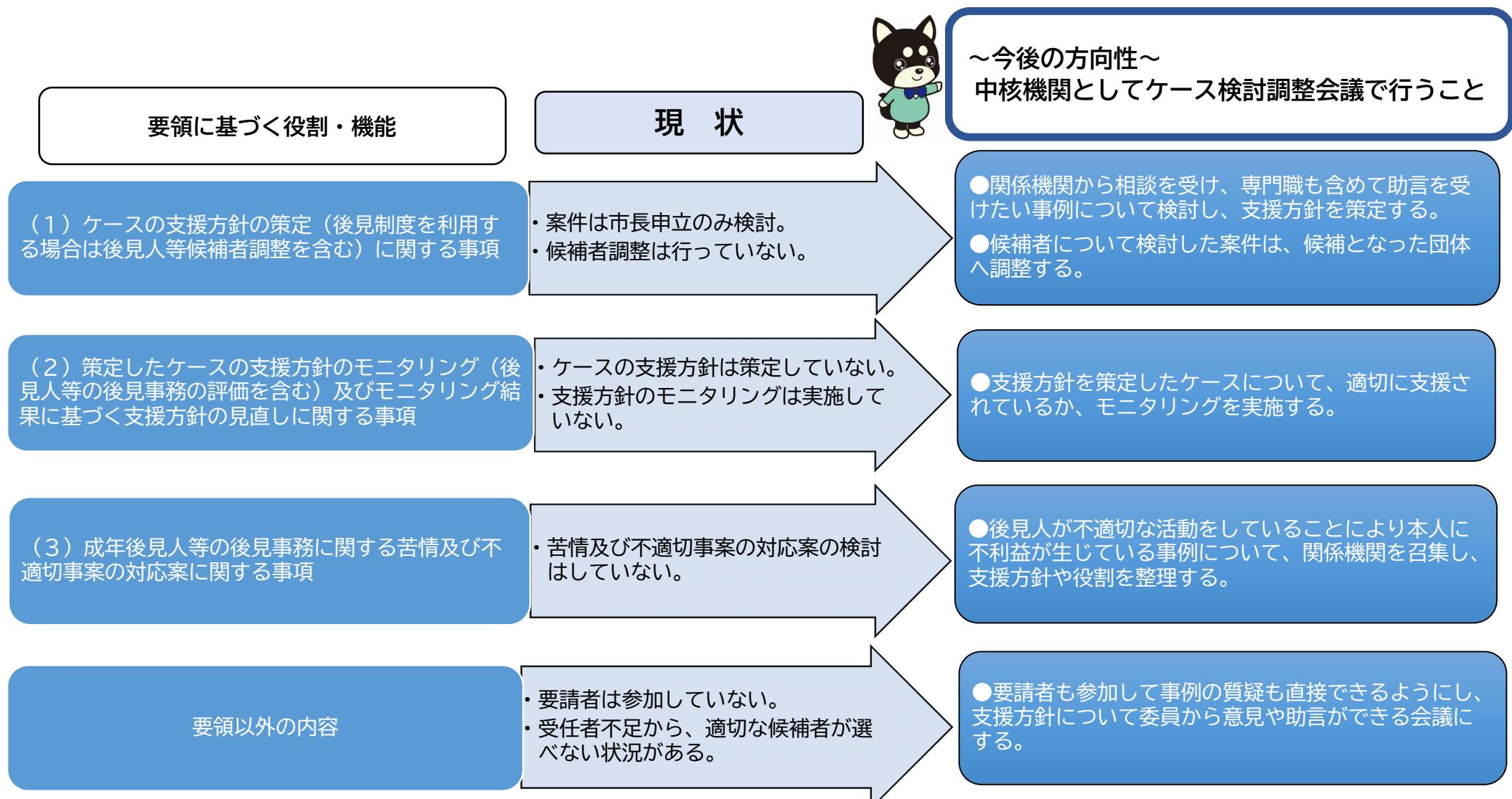
平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。



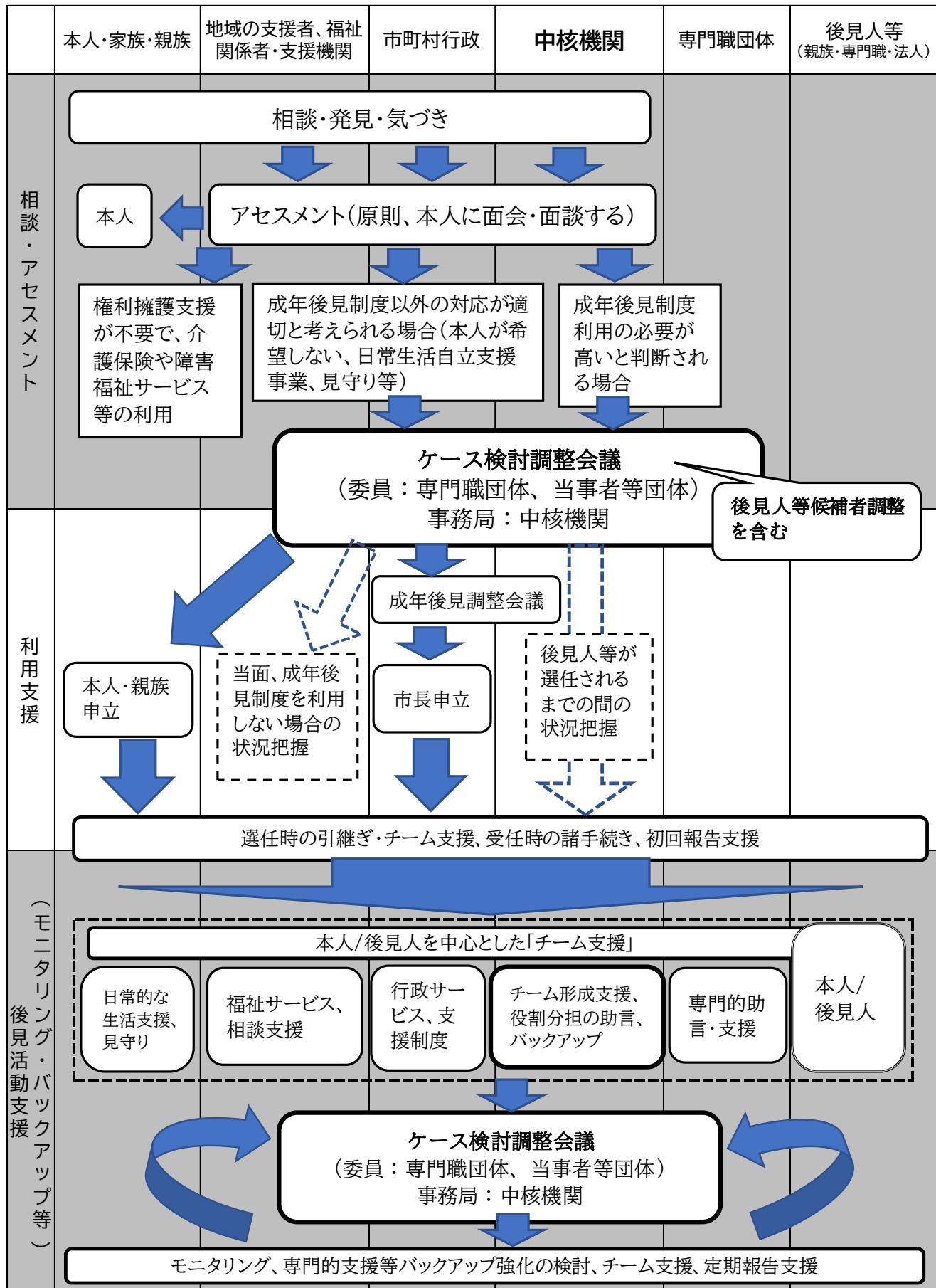
令和8年度 中核機関における役割と支援 ～ケース検討調整会議について～

「ケース検討調整会議」は、

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領第2条（2）に規定されている会議。



平塚市の中核機関（平塚市成年後見利用支援センター）の役割と支援の流れ



平塚市成年後見制度利用促進協議会資料2-13
「ケース検討調整会議」の設置・運営について

1 中核機関における「ケース検討調整会議」の設置について

(1) 中核機関について

平塚市成年後見制度利用促進協議会は、令和4年3月28日、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関とされました(平塚市成年後見制度利用促進協議会設置規則第3条)。

※平塚市成年後見制度利用促進協議会設置規則(平成26年規則第40号)は別添資料をご確認ください。

(2) ケース検討調整会議

ご本人の判断能力低下・不十分による生活の維持が困難なケースについて、ご本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題の解決を目指し、平塚市成年後見制度利用促進協議会は、「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見制度利用促進協議会」に「ケース検討調整会議」を置きます(ケース検討調整会議は、「社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見制度利用促進協議会」における諸会議設置運営要領)に基づき、設置・運営いたします。当該要領は、別添資料のとおりです。)。

ケース検討調整会議の具体的な機能としては、個別ケースについての①支援方針の策定(後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む)、②一定期間経過後のモニタリング(後見人等の後見事務の評価を含む)、③モニタリング結果に基づく支援方針の見直し(後見人等の交代等を含む)を行うほか、④親族後見人等からの相談に係る対応案の検討、⑤成年後見制度利用上の苦情・不適切事案の対応案の検討などを行います。

なお、当面の間は、ケース検討調整会議における個別ケースの対象は、市長申立要請のケースを中心とする予定です。

2 ケース検討調整会議の組織・運営について

(1) ケース検討調整会議の組織

ケース検討調整会議の委員は、平塚市成年後見制度利用促進協議会のセンター長のほか、第三者後見の後見専門職団体(5団体)及び成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することができる方の団体(具体的には、当事者・家族による団体で、かつ、平塚市障がい者団体連合会の構成団体)から推薦された方(10名以内)に就任いただきます。なお、ケース検討調整会議の委員は、平塚市成年後見制度利用促進協議会の委員を兼ねることはできません。

ケース検討調整会議には、平塚市役所関係課からも出席いただきます。

(2) ケース検討調整会議の運営

ケース検討調整会議は、平塚市成年後見利用支援センターのセンター長が議長となり、おおむね、1か月に1回のペースでの開催を予定しています。

なお、定例のケース検討調整会議に出席いただく委員（招集の対象となる委員）は、委員全員ではなく、5名を予定しています。出席いただく5名の委員の方の具体的なイメージは、次のとおりです。

センター長

第三者後見の後見専門職団体（5団体から3名）。ただし、社会福祉士会推薦の委員は、毎回出席）

成年後見制度を利用する当事者の方やその立場を代弁することが期待できる方の団

体から1名

計 5名

また、招集の対象となった委員の方がケース検討調整会議に出席くださった場合、一定額の委員報酬を当該委員にお支払いします。

3 令和4年度中のスケジュール

(1) 各団体への委員推薦のお願い

前記2(1)の各団体の方々には、委員の推薦につき、本年9月30日（金曜）までにご回答くださいようお願いいたします。その際、委員に就任いただいた方が、ケース検討調整会議に急遽出席できなくなった場合等に備えて、代理委員1名をあわせて推薦くださるようお願いいたします。

(2) 年度内のケース検討調整会議開催スケジュール

令和4年10月26日（水曜） 15時～17時 ケース検討調整会議準備会

本準備会には、委員全員の出席をお願いします。

令和5年1月25日（水曜） 15時～17時 ケース検討調整会議（第1回）

第1回会議には、委員全員の出席をお願いします。

2月22日（水曜） 15時～17時 ケース検討調整会議（第2回）

第2回会議以降は、前記2(2)記載の委員（5名）での開催を予定しています。出席いただく委員さんについては、10月の準備会で、調整します。

3月22日（水曜） 15時～17時 ケース検討調整会議（第3回）

定例のケース検討調整会議は、「月の最終火曜日の前週の水曜日」の「午後3時から5時までの2時間」の時間帯に開催を予定しています。

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センター事業実施要綱第13条の規定に基づき、平塚市成年後見利用支援センター事業（以下「センター事業」という。）の効果的な運営のために置く諸会議の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置会議)

第2条 センター事業の効果的な運営のため次の会議を置く。

（1）企画運営会議

（2）ケース検討調整会議

（3）成年後見支援ネットワーク連絡会

(企画運営会議)

第3条 センター事業の効果的な運営の調整を図ることを目的として企画運営会議を設置する。

(企画運営会議の所掌事項)

第4条 企画運営会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

（1）センター事業として行う権利擁護人材の育成に関する事項

（2）地域における成年後見活動の質を高めるための活動支援に関する事項

（3）その他、センター事業の効果的な運営の企画調整に関する事項

(企画運営会議の委員)

第5条 企画運営会議の委員（以下「委員」という。ただし、第11条における「委員」を除く。）は、5名以内とし、平塚市成年後見利用支援センター長（以下「センター長」という。）のほか、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人平塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

（1）成年後見制度の利用対象者に関する法律、福祉の専門的知識を有する者

（2）成年後見制度の利用対象者の権利擁護並びに保健医療福祉等の知識を有する者

（3）行政機関の職員

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 企画運営会議の委員長にセンター長を充て、委員長が委員のうちから副委員長を指名する。

2 委員長は、会務を総理し、企画運営会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(企画運営会議の会議)

第8条 企画運営会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 企画運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 企画運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(ケース会議)

第9条 判断能力が不十分なことにより生活の維持が困難なケース（以下「ケース」という。）について、本人の権利を擁護する観点から、主として成年後見制度の利用による課題解決の調整を図ることを目的としてケース検討調整会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

(ケース会議の所掌事項)

第10条 ケース会議は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- （1）ケースの支援方針の策定（後見制度を利用する場合は後見人等候補者調整を含む）に関する事項
（2）策定したケースの支援方針のモニタリング（後見人等の後見事務の評価を含む）及びモニタリング結果に基づく支援方針の見直しに関する事項
（3）成年後見人等の後見事務に関する苦情及び不適切事案の対応案に関する事項

(ケース会議の調整委員)

第11条 ケース会議の委員（以下「調整委員」という。）は、10名以内とし、センター長のほか、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- （1）ケースの検討に関わる法律、福祉の専門的知識を有する者
（2）判断能力が不十分な当事者又はその立場を代弁することが期待できる者
2 現に平塚市成年後見制度利用促進協議会規則（平成26年規則第24号）第3条の協議会の委員である者は、調整委員となることができない。
3 本会会長は、調整委員の代理委員を、各1名に限り委嘱することができる。
4 調整委員の任期については、第6条の規定を準用する。

(会議長及び副会議長)

第12条 ケース会議の会議長にセンター長を充て、会議長が調整委員のうちから副会議長を指名する。

- 2 会議長は、会務を総理し、ケース会議を代表する。
3 副会議長は、会議長を補佐し、会議長に事故あるとき、又は会議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ケース会議の会議)

第13条 ケース会議の会議は、会議長が調整委員のうち5名以上を招集することによって開催する。

- 2 ケース会議の会議は、会議長又は副会議長のいずれかが出席し、かつ招集された調整委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 ケース会議の会議は会議長が議長となり、議事は、出席調整委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 調整委員の所属する団体の構成員が第10条第3号の対象事案となっているときは、当該調整委員は表決に加わることができない。
5 会議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、調整委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(連絡会)

第14条 成年後見制度の利用を必要とする者に対し適切な支援を行うため、関係団体及び機関の連

絡を密にすることを目的として成年後見支援ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（連絡会の所掌事項）

第15条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における成年後見制度の利用促進及び円滑な制度利用に関する事項
- (2) 成年後見制度に係る事例の共有及び支援の一般化に関する事項
- (3) 成年後見制度利用支援事業及び権利擁護の啓発活動に関する事項

（連絡会の組織）

第16条 連絡会は、次に掲げる団体・機関等をもって組織する。

- (1) 専門職能団体
- (2) 地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所
- (3) 福祉関係団体
- (4) 民生委員
- (5) 利用者・当事者団体
- (6) 行政機関
- (7) その他成年後見制度に関する事業所、機関及び団体等

（連絡会の会議）

第17条 連絡会は、センター長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

2 連絡会に、座長1人及び副座長1人を置き、センター長が指名する。

3 連絡会は、その所掌事項を行うため必要があると認めるときは、前条に規定する者（次条において「会員」という。）以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第18条 企画運営会議の委員、ケース会議の調整委員、連絡会の会員及び会議の出席者は、その職務上及び会議に出席したことにより知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第19条 企画運営会議、ケース会議及び連絡会の庶務は、平塚市成年後見利用支援センターにおいて処理する。

（その他）

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第6条第1項並びに第11条第4項の規定にかかわらず、企画運営会議及びケース会議の第1期の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
- 3 この要領の施行の際、現に受任調整・企画運営会議の委員である者は、施行日に企画運営会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、施行日における受任調整・企画運営会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。

平塚市の権利擁護人材育成について

講座の構成を第一段階から第三段階までとし、講座の受講対象は、第一段階は、幅広い年齢層を対象とし、将来の地域福祉活動、権利擁護活動のきっかけづくりとなるような設定とする。第一段階は、従来の「説明会」、第二段階は「基礎研修」、第三段階は「実践研修」に相当。

本講座の実施(受講)により、成年後見を中心とした権利擁護人材の養成はもとより、幅広く「地域共生」=世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことを目標とする。その際、法教育の観点(高校生)や成年年齢引き下げ(大学生)を意識し、高校生や大学生に受講を促し「未来の権利擁護人材の卵」を生み育てるとともに、地域における横のつながりだけでなく、縦のつながり(異年齢・多世代)を育む。

講座の理念(「地域づくり」の3つの方向性)

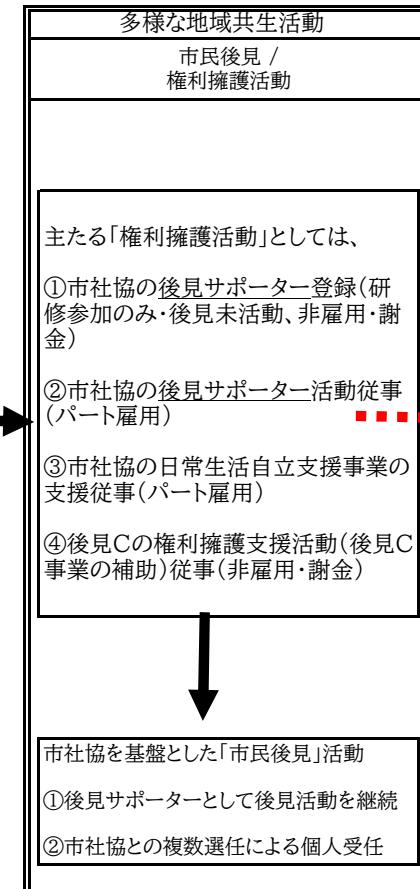
- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

権利擁護人材育成の新たな展開の理念

養成された人材の活動の多様化を図る

	第一段階	第二段階	第三段階
名称	権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座(説明会)	権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座(基礎研修)	権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座(実践研修)
受講対象	年齢 15歳以上(高校生可) 市内在住・在勤・在学	年齢 18歳以上 市内在住・在勤・在学 第一段階の修了(全日程の出席)者	年齢 25歳以上 市内在住・在勤・在学 第二段階の修了者
定員	設けない(ただし感染症対策に応じた定員)	設けない(ただし感染症対策に応じた定員)	約10名(但し、外数で20名程度の聽講可(演習・実習を除く)) 選考(小論文及び面接)を実施
開講時期・日数	原則偶数年 半日(可能であれば数回)	原則偶数年 4日間	原則奇数年 7日間
(カリキュラム等)	(時間数) ◎地域共生社会の実現、地域福祉・権利擁護の理念 (1.0) ◎市民後見人の活動紹介 (0.5) ◎平塚市の目指す市民後見人養成(権利擁護人材育成)について (0.5) (日数は、一日6時間として計算)	(時間数) ◎対象者理解(高齢・障がい) ライフステージと社会保障・福祉制度支援制度・施策(高齢・障がい) 関連制度(保険年金・生活保護等) 社会資源① ◎ 権利擁護制度論(成年後見・日常生活支援事業) 民法 権利擁護(成年後見)の実務①(申立・市長申立て・終了/死後事務) ◎ 権利擁護(市民後見)概論 ◎意思決定支援の入門	(時間数) ◎ 権利擁護(市民後見)概論 (2.0) ◎ 対人援助の基礎 (3.0) 権利擁護(成年後見)の実務②(財産目録～付与申立) ◎ 課題演習(事例演習) 社会資源② (2.0) ◎ 権利擁護(後見)活動の実際 (3.0) ◎ 体験実習の留意点 (0.5) ◎ 体験実習もしくは、同等程度の内容 (2.0) ◎ 家庭裁判所見学 (2.5) ◎ 地域共生社会の理念 (1.5) ◎ 意思決定支援の基礎 (2.0) ◎ 修了試験(効果測定) (1.5)
計	2.0	26.0	29.0
修了要件	出席すること(遅刻早退せず)	75%以上(3日相当)の出席 (◎は必修科目)	◎の必修科目をすべて受講し、修了試験(効果測定)に合格すること。
備考	地域共生社会の実現を目指す活動・取組の一環として位置付ける。第二段階と第三段階においては、上記の講座受講以外に「ボランティア活動」や「関連する内容の講演会受講」等をオプションとして置く(選択科目として受講時間数に読み替えるかどうかは、要精査。)		

○カリキュラムの充実や変更について検討
・体験実習等の検討(高齢分野と障がい分野どちらも偏りなく学ぶことができるようになる)
・日数等の検討



今後

「権利擁護活動」としては

- ①市社協の後見サポーターとして活動
- ②市社協以外の後見サポーターとして活動
- ③その他の活動

- ①市社協の法人後見との複数後見として選任
- ②市社協以外の後見人との複数後見として選任

単独受任

権利擁護人材育成～市民後見人養成課程の開催方法について～

	内容(開催期間)	養成期間について の受講者の声	費用 対 効果	受講者のモ チベーション	受講のタイ ミング	センターの 他事業へ の影響	メリット	デメリット
現行	<p>【従来通りのペースで2年で養成】</p> <p>R8年度 説明会 8月 基礎：10月～11月 4日間</p> <p>R9年度 実践：7月～11月 7日間</p>	<p>「ちょうどよい」と回答 64% (16/25人)</p>	◎	△	△	なし ◎	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の倫理観や適正をじっくり見極めることができる。 ・センターで実施している他事業について影響を受けずに現行どおり実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎から実践までの期間が長く、受講者のモチベーションを下げる可能性がある。 ・養成が2年間となるため、受講者の生活環境等に変化が生じ、修了まで至らないことがある。 ・次期の基礎研修までの待機期間が長い。
A案 例	<p>【単年度ではないが基礎から実践までの期間を短縮】</p> <p>R8～9年度 説明会 R8年10月 基礎：R8年度12月～3月 実践：R9年度 5月～9月</p> <p>R10～11年度 説明会 R10年10月 基礎：R10年度12月～3月 実践：R11年度 5月～9月</p>		◎	◎	△	少 ◎	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎から実践までの期間が短くなり、受講者のモチベーションを保ちやすい。 ・養成が1年間となり、受講者の生活環境の変化の影響を受けにくくなり、修了まで至る可能性が高くなる。 ・受講者の倫理観や適正をじっくり見極めることができる。 ・センターで実施している他事業の調整や影響を最小限に抑えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期の基礎研修までの待機期間が現在より長くなる。
B案 例	<p>【単年度で基礎から実践までを毎年開催】</p> <p>R8年度 説明会 5月 基礎：6月～7月 実践：9月～R9年1月</p> <p>R9年度 説明会 5月 基礎：6月～7月</p>	<p>「長い」と回答 28% (7/25人)</p>	△	◎	◎	大 △	<ul style="list-style-type: none"> ・受講したいというタイミングで受講しやすくなる。 ・基礎から実践までの受講者のモチベーションを保ちやすい。 ・養成が1年間となり、受講者の生活環境の変化の影響を受けにくくなり、修了まで至る可能性が高くなる。 ・1年間で養成が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの他事業と調整が必要となり、センター事業そのものに影響が出る可能性がある。 ・毎年開催しても養成者が倍増するのかわからないため、費用対効果が見合わない可能性がある。 ・受講者の倫理観や適正を見極めにくい。
C案 例	<p>【単年度で基礎から実践までを隔年開催】</p> <p>R8年度 説明会 5月 基礎：6月～7月 実践：9月～R9年1月</p> <p>R10年度 説明会 5月 基礎：6月～7月 実践：9月～R11年1月</p>	同上	○	◎	△	中 ○	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎から実践までの受講者のモチベーションを保ちやすい。 ・養成が1年間となり、受講者の生活環境の変化の影響を受けにくくなり、修了まで至る可能性が高くなる。 ・1年間で養成が可能になる。 ・隔年のため、マッチングまでの間、受講者の倫理観や適正を時間をかけて見極めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催年度はセンターの他事業と調整が必要となり、センター事業そのものに影響が出る可能性がある。 ・次期の基礎研修までの待機期間は現在と同様に長い。